

●●市役所の組織を一部改編しました●●

市では住民サービスの向上と行政組織のスリム化を進めるため、組織の一部を4月1日から変更しました。

行方市行政組織図 (平成 20 年 4 月 1 日現在)



組織の主な変更内容

□玉造庁舎

○市民課の分割

- ・住民異動届・戸籍届等の業務を「総合窓口課」へ移管しました。
- ・医療・国民健康保険・年金業務を「国保年金課」を新設して移管しました。
- ・包括支援センターが庁舎内から「玉造保健センター」に移転しました。

○浄化槽設置に関する業務を「環境課」から「下水道課」に移管しました。

□麻生庁舎

○税証明関係の業務を「総合窓口課」へ移管しました。

□保健センター

○保健センターごとに事務所を設置していましたが、北浦保健センターに統合し、「健康増進課」を配置しました。

各庁舎の総合窓口課で新たに行う業務

□麻生庁舎

○母子保健業務

【母子手帳の交付、医療機関受診券発行など】

○税務関係

【所得証明書、固定資産証明(土地・家屋)証明、納税証明、非課税証明、原動機付自転車・小型特殊自動車の標識】

□北浦庁舎

○母子保健業務

【母子手帳の交付、医療機関受診券発行など】

□玉造庁舎

○市民業務

【住民異動届(転入・転出・転居など)、戸籍届(出生・婚姻・死亡など)、印鑑証明、住民基本台帳、公的個人認証】

○母子保健業務

【母子手帳の交付、医療機関受診券発行など】

麻生庁舎

第1庁舎



1F



2F

第2庁舎



1F

〒 311-3892
茨城県行方市麻生 1561-9
☎ 0299-72-0811

北浦庁舎



1F



2F

北浦運動場
体育館



〒 311-1792
茨城県行方市山田 2564-10
☎ 0291-35-2111

玉造庁舎



1F



2F



3F

〒 311-3512
茨城県行方市玉造甲 404
☎ 0299-55-0111